

マージン率等に係る情報提供

株式会社そとわコーポレーション

許可番号: 派42-300154

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

- ① 2024年6月1日付派遣労働者数 0名
- ② 派遣先事業所数(実数) 0事業所
- ③ 労働者派遣に関する料金の平均額 0円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 0円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- ⑤ 派遣料金の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合(マージン率) 0.0%
- ⑥ 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している。(有効期限: 2025年3月31日)
協定対象派遣労働者の範囲: 製造技術業務に従事する従業員
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
新規採用者訓練、技能訓練・スキル研修、管理者研修
- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
上記マージン率の中には、法定福利費(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。